

## 平成28年度指導監査等結果概要

長寿社会課  
平成29年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
特別養護老人ホーム (6施設) 養護老人ホーム (3施設) 軽費老人ホーム (1施設)	平成28年4月 ～ 平成28年9月	皆楽園 (岩出市) ケアハウスかつらぎ乃里 (かつらぎ町) 田鶴苑 (有田市) 長寿荘 (有田市) 椿園 (白浜町) 白寿苑 (日高川町) 白寿荘 (海南市) ひかり苑 (橋本市) ももの里 (紀の川市) 綠風苑 (海南市)	(1)人事・職員待遇等について ・看護及び介護業務を行う職員については、腰痛に関する健康診断を6ヶ月以内ごとに実施すること。 ・宿直員を別館にも配置すること、配置しない場合は、夜勤者のうち1名以上を夜間の防火管理の担当者として指名すること。 ・生活相談員が1名不足しているので、基準に基づく該当者を充足すること。 (2)施設運営等について ・運営規程に入所定員が記載されていないので記載すること。 ・運営規程に職務の内容が記載されていないので記載すること。 ・運営規程において、身体拘束の判断を管理者から施設全体の判断が必要となるよう表記を見直すこと。 ・入所指針が改正されていなかったので改正すること。 ・重要事項説明書に、事故発生時の対応についての記載がなかったので記載すること。 ・事故発生防止のための委員会を設置、定期的に開催し、その結果を職員に周知すること。また、職員に対し事故発生防止に係る研修を定期的に開催すること。 ・サービス提供の状況に関する記録については、基準どおりの期間保存すること。 ・施設の設置者である社会福祉法人の役員が変更していたので、指定申請事項等の変更届を提出すること。 ・行政機関に報告を要する事故について報告がなされていなかったので、県通知に基づき、関係行政機関に事故報告書を提出すること。 ・介護保険被保険者証にサービス提供開始年月日等を記載すること。 (3)施設・設備等について ・リネン室が常に施錠されていなかった。室内に可燃物が置かれているので、夜間は必ず施錠すること。 ・リハビリ室が倉庫兼喫煙室として使用されているなど、届出内容と実態が相違していたので、変更届を提出すること。 (4)入所者の待遇について ・入所者の個人情報を利用する場合は、入所者から個人情報に係る同意書を書面で得ること。 ・身体拘束をするにあたり、施設としてその必要性を判断した記録が確認できなかったので、施設として判断した記録を残すこと。また、必要とされる最も短い拘束時間及び期間を設定すること。 ・個別処遇計画策定に作成者欄を設けるとともに、入所者等の同意日を記入すること。 ・入所者の居宅における日常生活の検討について、記録で確認できなかった。居宅において日常生活を営むことができるかどうか、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の間で定期的に検討を行い、その経過及び結果を記録し保存すること。 (5)衛生管理等について ・感染症及び食中毒の予防及びまん延のための指針が整備されていなかった。感染症及び食中毒が発生し、まん延しないよう指針を整備し、職員に対する研修を定期的に実施すること。 ・冷蔵庫内の入所者の医薬品については、他の飲料水・食品等と一緒に保管しないこと。 (6)預り金等について ・預り金等の管理について、規程(要綱)に定める様式が作成されておらず、施設長等による定期的な確認、入所者及び身元引受人への定期報告が行われていない事例があったので、規程(要綱)と実態の整合性を図ること。 (7)利用料等について ・看取り介護加算について、指針の内容に不十分な項目があったので、必要に応じて指針の内容を修正すること。 ・日常生活継続支援加算の要件について、新規入所者数における要介護者又は認知症である者の割合等を算定する項目があり、届出を行った月以降において毎月算定した記録が確認できなかったので、届出以降について記録を残すこと。 ・個別機能訓練加算を算定する際は、開始及び3月ごとに1回以上入所者に内容を説明し記録する必要があるが、将来の分まで同意書を微している事例があった。入所者に3月ごとに内容を説明し、その際に同意書を得ること。 ・介護職員待遇改善加算について、計画書に記載している職場環境等の要件「非正規職員から正規職員への転換」を掲げているが、内容を記載した書類が確認できなかった。要件の内容を記載した書類を作成すること。 ・特定施設利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割の支払いを受けていない事例があったので、適切に処理すること。 ・乾燥機の利用料等、日常生活上の便宜に係るサービスの提供については、あらかじめ利用者又は家族に説明し同意を得ること。 ・指定居宅サービス等の提供に要した費用については、その支払いを受ける際、当該利用者に対し領収証を交付すること。	7項目 29事項	47	47	100%	指摘事項なし 1施設
		合計数 (五十音順)	10施設					

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」と「改善率」を記載した。

## 平成28年度指導監査等結果概要

長寿社会課  
平成29年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考
介護老人保健施設 (4施設)	平成28年4月 ～ 平成28年9月	恵友サザンホーム (海南市) 自彌館 (田辺市) 谷口病院 (海南市) 博寿苑 (橋本市) みさき (新宮市)	(1)人事・職員処遇等について ・看護及び介護業務に従事する職員(日勤者)の腰痛に関する健康診断については、6ヶ月以内ごとに実施すること。	3	3	100%	
			(2)施設運営等について ・入所者が事故により入院したにもかかわらず、事故報告が行われていないものがあった。入院または医療機関において継続して治療が必要となった場合は、当該入所者の保険者である市町村及び事業所の所在市町村で報告すること。 ・サービス提供の状況に関する記録については、基準どおりの期間保存すること。	1	1	100%	
			(3)入所者の処遇について ・身体拘束をするにあたり、診療録への記載が確認できなかった。身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を医師が診療録に記載すること、	4	4	100%	
			(4)防災対策について ・廊下及び共用部分の一部において家具等備品の転倒防止対策が行われていなかつたので、早急に対策を講じること。	1	1	100%	
			(5)預り金等について ・遺留金品の取扱いについて、引き渡しの際に身元引受人等の受領が確認できない事例があつたので、適切に処理すること。	1	1	100%	
			(6)給食について ・調理室の一角に職員食堂が設けられ、非汚染区域と汚染区域とが明確に区分されていない状態となっていた。明確に区分するためにも、職員食堂を別の場所に設けるなど、調理室の改善について検討すること。 ・調理室の前室(下処理室)にトイレが隣接し、食品を取り扱う場所から直接出入りしていることが見受けられた。調理作業時に制服のままトイレを使用しない、トイレの水はふたを閉めて流す、汚染区域と非汚染区域の移動を少なくする等の対策を講じること。	1	1	100%	
			(7)利用料等について ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、当該リハビリテーションに関する実施時間や訓練内容等の記録は確認できましたが、リハビリを行った担当者名が記録されていなかった。担当者名を記録した上で、入所者ごとに保管すること。 ・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること。	1	1	100%	
			合計数	5施設	7項目 10事項	17	17 100%

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。